

第38回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年9月10日（木）16時45分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 専門家発言
- 4 本部長発言・指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 9月9日15時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	6,327,009	189,653
イ ン ド	4,370,128	73,890
ブ ラ ジ ル	4,162,073	127,464
ロ シ ア	1,032,354	17,939
ペ ル ー	691,575	29,976
コ ロ ン ビ ア	671,533	21,611
メ キ シ コ	642,860	68,484
南 ア フ リ カ	640,441	15,086
ス ペ イ ン	534,513	29,594
ア ルゼンチン	500,034	10,405
そ の 他	7,953,871	312,948
合 計	27,526,391	897,050

※188の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 9月8日24時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	22,019	378
大 阪 府	9,169	168
神 奈 川 県	5,523	126
福 岡 県	4,834	71
愛 知 県	4,719	74
埼 玉 県	4,148	95
千 葉 県	3,258	64
兵 庫 県	2,360	54
沖 縄 県	2,238	38
北 海 道	1,834	105
そ の 他	11,787	219
合 計	71,889	1,392

※チャーター便帰国者15名、空港検疫822名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 22,168名（9月9日19時30分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・都内在住者等 22,165名（うち死亡者379名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

第 23 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月28日 第 24 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
4月 1日 第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第 10 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4月 6日 第 26 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 7日 第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4月11日 第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4月16日 第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4月22日 第 30 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第 11 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4月24日 第 31 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月27日 第 32 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月 1日 第 12 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
5月 4日 第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第 13 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5月14日 第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第 14 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5月21日 第 35 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5月25日 第 36 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言発出
5月29日 第 15 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
6月 4日 第 37 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)
6月18日 第 38 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月29日 第 39 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)
7月 3日 第 40 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)
7月10日 第 1 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
7月16日 第 2 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
7月22日 第 3 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
7月22日 第 41 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7月31日 第 4 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
8月 7日 第 5 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
8月21日 第 6 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
8月24日 第 7 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
8月28日 第 42 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
9月 4日 第 8 回新型コロナウイルス感染症対策分科会

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス
感染症対策本部設置
- 3月27日 第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月30日 第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 1日 第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 6日 第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 8日 第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月10日 第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月15日 第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月23日 第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月 5日 第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月15日 第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月19日 第24回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月22日 第25回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月25日 第26回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月26日 第27回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月29日 第28回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月 2日 第29回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月11日 第30回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月30日 第31回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月 2日 第32回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月 9日 第33回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月15日 第34回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月30日 第35回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 8月27日 第36回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 9月 3日 第37回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格）の公表
- ・令和2年第二回定例会補正予算案を公表
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップの公表
- ・ステップ1における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応発表
- ・国の基本的対処方針改定を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を一部改定
- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ2へ移行（6月1日から）
- ・都民・事業者に感染拡大への警戒を呼び掛ける「東京アラート」発動（6月2日）
- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ3へ移行・東京アラート解除（6月12日から）
- ・今後のモニタリングの方法について（案）の公表（7月1日から試行）

- ・令和2年度7月補正予算案を公表
- ・専門家による新たなモニタリング項目に基づく分析と評価をモニタリング会議において本格実施し、都としての対応策を検討（7月9日から）
- ・モニタリング会議での専門家の方々の分析に基づき、感染の拡がりに対応して、検査・医療体制の強化や、都民や事業者の皆様への呼びかけ、要請など、多面的な対策を展開（7月15日から）
- ・都内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請（8月3日から8月31日まで）
- ・都内23区内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請の延長（9月1日から9月15日まで）
- ・令和2年度9月補正予算案を公表

感染状況・医療提供体制の分析（9月9日時点）

区分	モニタリング項目 ※①～⑤は7日間移動平均で算出	前回の数値 (9月2日公表時点)	現在の数値 (9月9日公表時点)	前回との比較	(参考) 緊急事態宣言 下での最大値	項目ごとの分析※4
感染状況	①新規陽性者数	183.1人	148.6人		167.0人 (4/14)	総括コメント 感染の再拡大に警戒が必要であると思われる
	潜在・市中感染					新規陽性者数の減少速度は、未だ緩やかである。感染者数が再び増加することへの警戒が必要である。
	②#7119（東京消防庁救急相談センター）※1における発熱等相談件数	63.1件	57.6件		114.7件 (4/8)	
	③新規陽性者における接触歴等不明者	数 増加比(※2)	108.4人 79.4%	82.1人 75.8%		
医療提供体制	検査体制					総括コメント 体制強化が必要であると思われる
	④検査の陽性率（PCR・抗原）	3.8% (検査人数4,028.6人)	3.5% (検査人数4,122.4人)		31.7% (4/11)	医療機関への負担が長期化している状況に変わりはない。重症患者数の今後の推移に警戒が必要である。
	⑤救急医療の東京ルール※3の適用件数	47.3件	37.9件		100.0件 (5/5)	
	⑥入院患者数（準備病床数）	1,390人	1,248人 (2,600床)		1,413人 (5/12)	
⑦重症患者数 人工呼吸器管理（ECMO含む）が必要な患者（準備病床数）	29人	24人 (150床)		105人 (4/28,29)	個別のコメントは別紙参照	

※1「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口

※2 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、絶対値で評価

※3「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

※4 分析にあたっては、上記項目以外にも新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や病床別入院患者数等も参照

モニタリング項目	9月10日モニタリング会議のコメント
<p>① 新規陽性者数</p>	<p>(1) 新規陽性者数の7日間平均は前週の約183人から約149人に減少し、7月12日以来、約2か月ぶりに緊急事態宣言下での最大値約167人(4月14日)を下回った。しかし、依然高い水準で推移しており、再び増加することへの警戒が必要な状況に変わりはない。増加比は81.1%と、前週の81.2%に引き続き100%を下回る水準であるものの、80%前後で推移している。院内感染・施設内感染などにより数十人規模のクラスターが複数発生すると、増加比が再び100%を超えるおそれがあり、注意が必要である。</p> <p>(2) 現在も、院内感染が発生しているものの、第一波(3月1日から5月25日の緊急事態宣言解除までと設定)のような大規模なクラスターの発生がみられていない。院内感染の拡大防止対策が功を奏していると考えられる。また、PCR検査の増加による陽性者の早期発見と感染拡大防止、都民の協力、業種別ガイドラインの徹底等、様々な取組が進んでいる。引き続き、これらの対策や取組を維持する必要がある。</p> <p>(3) 無症状や症状の乏しい感染者の行動に影響を受けて、感染経路が多岐にわたり、また、感染経路が不明になっている。</p> <p>(4) 9月1日から9月7日まで(以下「今週」という。)の報告では、10歳未満3.5%、10代4.7%、20代26.1%、30代21.1%、40代16.7%、50代12.9%、60代7.0%、70代4.0%、80代3.1%、90代1.0%であり、前週と比べ、ほぼ同じ傾向が続いている。</p> <p>(5) 今週の濃厚接触者における感染経路別の割合は、全年代合計で、同居する人からの感染が37.4%と最も多く、次いで施設が14.7%となり、職場13.8%、会食9.0%、接待を伴う飲食店等5.7%の順であった。前週と比べ、施設での感染の割合が増加した。</p> <p>(6) 年代別で見ると、今週の濃厚接触者における感染経路別の割合は、80代以上を除く全年代で同居する人からの感染が最も多かった。10代以下では、同居する人からの感染が54.4%と最も多く、次いで保育園・学校等の教育施設での感染が27.9%であった。同居する人からの感染は20代及び30代の30.3%に対し、40代から70代は42.8%であった。80代以上では、施設での感染が74.2%と最も多く、次いで同居する人からの感染が12.9%であった。</p> <p>(7) 今週も、同居する家族からの感染が多数報告されている。一旦、家族内に新型コロナウイルスが持ち込まれると、感染を防ぐことは困難であり、まずは、家族内に持ち込まないよう、家族以外との交流における基本的な感染防止対策の徹底が必要である。また、特に高齢者の同居家族への日常的な感染防止対策が重要である。</p> <p>(8) 家族以外では、友人との会食、保育園等における感染や、接待を伴う飲食店、介護老人保健施設、高等学校等におけるクラスター発生例が報告されている。今週は、会食により感染した人が41人報告されており、うち37人で会食の同席者のなかに陽性者がいたと報告されている。少人数であっても、人と人が、密に接触する環境で、マスクを外して、会話や飲食を行うと、感染のリスクが高まる。このような環境を避け、基本的な感染防止対策を徹底することが重要である。</p>

モニタリング項目	9月10日モニタリング会議のコメント
① 新規陽性者数	<p>(9) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、デイケア施設、訪問看護、病院等、重症化リスクの高い施設において、無症状や症状の乏しい職員を発端とした感染が見られており、引き続き、高齢者施設と医療施設における施設内感染等への警戒と検査体制の拡充が必要である。</p> <p>(10) 今週の新規陽性者は1,032人で、前週の1,389人と比較すると減少した。保健所別届出数では世田谷区が102人(9.9%)と最も多く、次いで港区74人(7.2%)、足立区67人(6.5%)、大田区58人(5.6%)、渋谷区55人(5.3%)の順である。島しょでも5人(0.5%)の感染者が発生しており、都内全域に感染が拡大している。</p> <p>※ 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会(第5回)(8月7日)で示された指標及び目安(以下、「国の指標及び目安」という。)における、今週の感染の状況を示す新規報告数は、人口10万人あたり、週7.5人となっており、国の指標及び目安におけるステージⅢの15人を下回り、ステージⅡ相当の数値となった。 (ステージⅡとは、感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階)</p>
② #7119における発熱等相談件数	<p>(1) #7119は、感染拡大の早期予兆の指標の1つとして、モニタリングしている。第一波では、患者の急速な増加の前に#7119における発熱等の相談件数が増加した。</p> <p>(2) #7119の7日間平均は57.6件であり、前週の63.1件から減少傾向にある。</p>
③ 新規陽性者における接触歴等不明者数・増加比	<p>(1) 新規陽性者における接触歴等不明者数は、感染の広がりを反映する指標であるだけでなく、接触歴等不明な新規陽性者が、陽性判明前に潜在するクラスターを形成している可能性があるためモニタリングしている。</p> <p>(2) 接触歴等不明者数は7日間平均で約82人と、前週の約108人と比較すると減少した。しかし、依然高水準であるため、今後の動向を注視する必要がある。接触歴を調査する保健所への支援が引き続き求められる。</p> <p>(3) 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、100%未満であることが減少傾向の指標である。9月9日時点の増加比は75.8%で、前週の79.4%に引き続き100%未満であった。しかし、今後も、増加に転じることへの警戒が必要である。</p> <p>(4) 感染経路(接触歴等)不明な者の割合は9月9日時点で55.3%であり、9月2日時点の59.2%から減少傾向である。</p> <p>※ 感染経路不明な者の割合は、国の指標及び目安における、ステージⅢの50%を超える数値が続いている。 (ステージⅢとは、感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階)</p>

モニタリング項目	9月10日モニタリング会議のコメント
<p>④ 検査の陽性率 (PCR・抗原)</p>	<p>(1) PCR 検査・抗原検査（以下「PCR 検査等」という。）の陽性率（注1）は、検査体制の指標としてモニタリングしている。迅速かつ広く PCR 検査等を実施することは、感染拡大防止と重症化予防の双方に効果的と考える。</p> <p>注1：PCR 検査等の陽性率：陽性判明数（PCR・抗原）の7日間平均／検査人数（＝陽性判明数（PCR・抗原）＋陰性判明数（PCR・抗原））の7日間平均。東京都健康安全研究センター、PCR センター（地域外来・検査センター）、医療機関での保険適用検査実績により算出。</p> <p>(2) PCR 検査等の陽性率は、9月9日時点で3.5%と、9月2日の3.8%と比較してほぼ横ばいであった。</p> <p>(3) 9月9日時点のPCR 検査等の7日間平均の人数は4,122.4人であり、9月2日時点のPCR 検査等の7日間平均の人数は4,028.6人と、前週と比べて横ばいであった。</p> <p>(4) 新規陽性患者数が減少傾向にある中、今後、経済活動が活発になると、感染機会が増加するおそれがある。感染リスクが高い地域や集団及び高齢者施設などに対して、感染拡大抑止の観点から、無症状者も含めた集中的なPCR 検査を行うなどの戦略を検討する必要がある。</p> <p>(5) 次のインフルエンザ流行期における発熱患者の増加が想定されているが、発熱等の症状がある患者に対して、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を臨床的に鑑別することは困難である。このため、次のインフルエンザ流行期に備え、東京の実情に応じた発熱患者の相談・検査・診療フローを作成することと、検査体制の強化が大きな課題である。</p> <p>※ 国の指標及び目安におけるステージⅢの10%より低値である（ステージⅡ相当）。</p>
<p>⑤ 救急医療の 東京ルール の適用件数</p>	<p>(1) 東京ルールの適用件数は、8月27日以降45件前後で推移している。</p> <p>(2) 7日間平均の件数は37.9件で、前週の47.3件からは減少した。</p>

モニタリング項目	9月10日モニタリング会議のコメント
⑥ 入院患者数	<p>(1) 入院患者数は、9月1日に緊急事態宣言下の最大値 1,413 人を下回って以降、1,200 人台まで減少したものの、依然として高い水準で、再び増加することへの警戒が必要である。医療機関への負担が長期化している状況に変化はない。</p> <p>(2) 今週の新規入院患者数は 334 人、退院者数は 245 人となっている。また、陽性者以外にも、陽性者と同様の感染防御対策と個室での管理が必要な疑い患者を、1日当たり、都内全域で約 150 人受け入れている。</p> <p>(3) 入院調整本部の対応件数のうち、約 9 割以上が無症状の陽性者及び軽症者であるが、合併症を有する患者が多い。</p> <p>(4) 陽性患者の入院と退院時には共に手続き、感染防御対策、検査、調整、消毒など、たとえ軽症者であっても、通常の患者より多くの人手、労力と時間が必要である。煩雑な入院と退院の作業が繰り返されることも、医療機関の負担の要因となっている。確保病床数は、当日の入院できる病床患者数ではない。病院ごとに当日入院できる患者の数には限りがある。</p> <p>(5) 宿泊療養施設の医療支援にあたる医師等もまた、通常の医療現場から苦勞して確保している。</p> <p>(6) 今週の新規陽性者 1,032 人のうち、無症状の陽性者が 18.6%を占めている。宿泊療養施設は 3,044 室を確保しているが、9月9日の宿泊療養施設の利用者は 189 人、自宅療養者は 403 人である。</p> <p>(7) 入院、宿泊及び自宅療養者の状況を把握・分析し、次のインフルエンザ流行期における感染者の再増加への備えを具体的に検討する必要がある。</p> <p>(8) 宿泊療養施設の一部で、英語による対応や、IT を活用しオンラインで健康観察を行うなど、医療支援にあたる医師等の負担軽減対策を進めている。また、自宅療養者についても、IT を活用した健康観察システムの導入を進め、保健所業務を支援する体制を整えている。</p> <p>(9) 保健所から入院調整本部への調整依頼件数は、1日 40 件程度で推移しているが、その内訳としては、受入先の調整が特に難しい緊急性の高い重症患者や合併症を有する患者の依頼件数の割合が増加している。特に土日祝祭日は、受入可能な病床数が少ない状況が続き、調整が難航している。</p> <p>(10) 入院調整の結果、入院先医療機関が決定した後に、症状の改善や患者の希望でキャンセルする事例が 1 割程度発生している。</p> <p>※ 国の指標及び目安における、病床全体のひっ迫具合を示す、最大確保病床数（都は 4,000 床）に占める入院患者数の割合は、9月9日時点で 31.2%となっており、国の指標及び目安におけるステージⅢの 20%を超えているが、ステージⅣの 50%未満の数値となっている。また、同時点の確保病床数（都は 2,600 床）に占める入院患者数の割合は、48.0%となっており国の指標及び目安におけるステージⅢの 25%を大きく超えた数値となっている。</p> <p>(ステージⅣとは、爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階)</p>

モニタリング項目	9月10日モニタリング会議のコメント
⑦ 重症患者数	<p>(1) 東京都は、その時点で、人工呼吸器又は ECMO を使用している患者数を重症患者数とし、医療提供体制の指標としてモニタリングしている。重症患者数は前週の 29 人から 9 月 9 日には 24 人までに減少した。</p> <p>(2) 今週、新たに人工呼吸器を装着した患者は 5 人であり、人工呼吸器から離脱した患者は 8 人、人工呼吸器使用中に死亡した患者は 3 人であった。また、この間に、新たに ECMO を導入した患者は 2 人、ECMO から離脱した患者はなく、9 月 9 日の時点で、人工呼吸器を装着している患者が 24 人で、うち 5 人の患者が ECMO を使用している。</p> <p>(3) 9 月 9 日時点の重症患者数は 24 人で、年代別内訳は 40 代が 2 人、50～60 代が 15 人、70 代以上が 7 人であり、性別では、男性 21 人・女性 3 人であった。</p> <p>(4) 陽性判明日から重症化（人工呼吸器の装着）までは平均 3.6 日で、軽快した重症患者における人工呼吸器の装着から離脱までの日数の中央値は 7.0 日であった。</p> <p>(5) 新規陽性者数が高い水準ながらも減少している中、重症患者数も増減を繰り返しながら減少傾向がみられる。しかし、新規陽性者における中高齢者が占める割合が高くなっていることから、今後も重症患者数の推移に警戒が必要である。</p> <p>(6) 今週報告された死亡者数は 9 人であり、そのうち 80 代以上の死亡者が 6 人であった。前々週、前週の 11 人とほぼ同数の死亡者数であり、引き続き注視する必要がある。</p> <p>(7) 重症患者数は 50 代以上が多数を占めており、重症患者数と死亡者数の増加を防ぐためには、引き続き家族間、職場および医療・介護施設内における感染防止対策の徹底が必要である。</p> <p>(8) 重症患者においては、ICU 等の病床の占有期間が長期化することを念頭に置き、新型コロナウイルス感染症患者のための医療と、通常の医療との両立を保ちつつ、重症患者のための病床を確保する必要がある。一方、レベル 2 の重症病床（300 床）を準備するためには、医療機関は第一波のピーク時と同様に、予定手術や救急の受け入れを大幅に制限せざるを得ないと考える。</p> <p>※ 国の指標及び目安における重症者数（集中治療室（ICU）、ハイケアユニット（HCU）等入室または人工呼吸器か ECMO 使用）は、9 月 9 日時点で 106 人、うち、ICU 入室または人工呼吸器か ECMO 使用は 33 人となっている（重症以外の ICU/HCU 入室患者を含む）。</p>

東京都新型コロナウイルス感染症 対策条例改正案について

令和2年9月10日

東京都福祉保健局

現行規定と改正理由

現行の規定

令和2年4月7日 制定

新型コロナウイルス感染症に対する措置の強化を図り、都民の生命及び健康を保護し、都民生活及び都民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に新型コロナウイルス感染症対策条例を制定しました。

令和2年7月30日 改正

ガイドラインの遵守、標章（ステッカー）の掲示、通知サービスの活用を努力義務化しました。

今般の改正理由

今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大を見据え、新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めるために、都、都民、事業者の具体的な責務を明確化します。

条例改正のポイント①

都の責務・取り組み

○検査体制の整備

検査を円滑に行えるよう、実施体制の整備に努める。

○医療提供体制の確保等

必要な医療を安定的に提供できるよう、医療提供体制の確保、物資及び資材の備蓄に努める。

○療養環境の整備

患者等が療養に専念することができるよう、施設の確保等環境整備に努める。

○情報の提供等

- ① 発生状況や動向、まん延の防止に係る施策の情報提供に努める。
- ② 集客施設、イベント等において、患者等が利用・参加したことが判明した場合、患者等と接した人が把握できておらず、まん延防止のため特に必要があると認めるときは、施設の名称等まん延の防止に必要な情報を公表することができる。
- ③ ①②の目的を達成するために、特別区長、保健所設置市長、医療機関等の協力を求める。

条例改正のポイント②

都民、事業者の責務（努力義務）





○都民等の感染拡大防止措置

- ① 都民は、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、必要な検査を受けるよう努める。
- ② 患者等は、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、医療機関に入院し、宿泊療養施設に入所し、又は居宅等において療養し、みだりに外出しないよう努める。
- ③ 患者等は、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、まん延を防止するために必要な調査に協力するよう努める。
- ④ 事業者は、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、まん延を防止するために必要な調査に協力するとともに、関係者のうち感染のおそれのあるものに検査に協力することを促すよう努める。

モニタリング分析の結果（9/9）





1 感染状況

<総括コメント（4段階）>

-  感染が拡大していると思われる
-  感染の再拡大に警戒が必要であると思われる / 感染が拡大しつつあると思われる
-  感染の再拡大に注意が必要であると思われる / 感染拡大の兆候があると思われる
-  感染者数の増加が一定程度にとどまっていると思われる

2 医療提供体制

<総括コメント（4段階）>

-  体制が逼迫していると思われる
-  体制強化が必要であると思われる
-  体制強化の状態を維持する必要があると思われる / 体制強化の準備が必要であると思われる
-  通常の体制で対応可能であると思われる

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例 改正について

改正理由

今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大を見据え、
新型コロナ対策の実効性をより高めるため、
条例改正により **都・都民・事業者の具体的責務を明確化**

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例 改正（案）のポイント

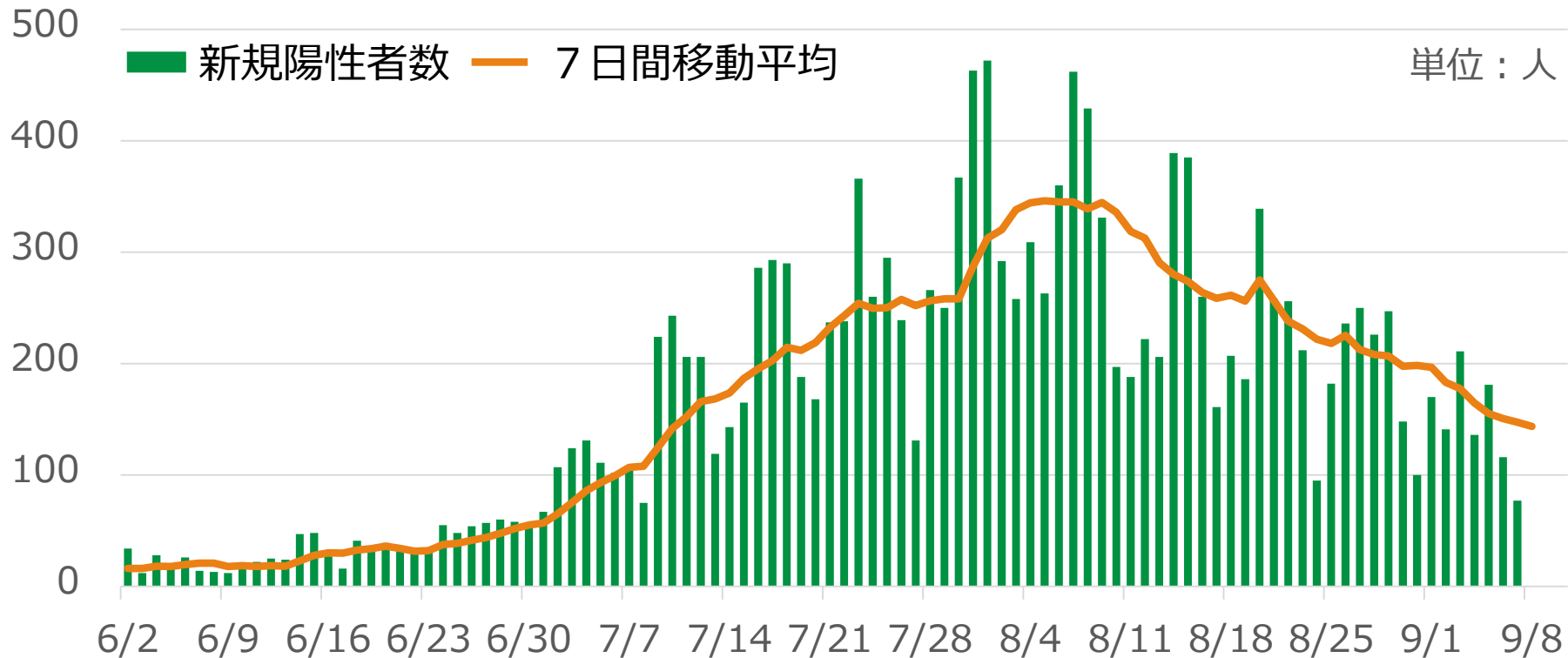
都の責務・取組

- ✓ 検査体制、医療提供体制、療養環境の整備等
- ✓ 情報の提供等

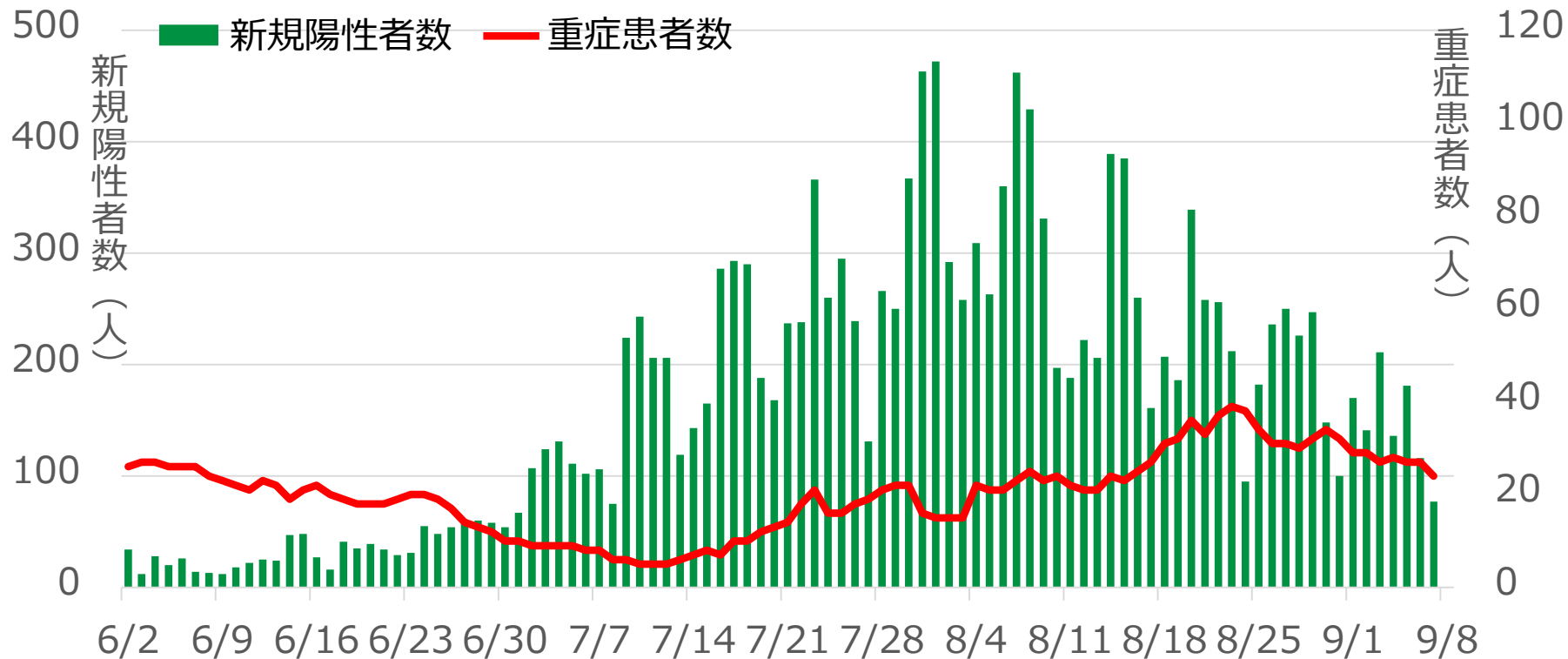
都民、事業者の責務（努力義務）

- ✓ 感染拡大防止措置
 - ・ 患者等は、入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養を行うとともに、外出しないよう努める
 - ・ 都民は、必要な検査を受けるよう努める
 - ・ 患者等、事業者は、必要な調査に協力するよう努める

新規陽性者数の推移（全体）



新規陽性者数と重症患者数の推移



高齢者の感染防止のために

家庭内感染の防止徹底を！

- 帰宅したら、すぐに**手洗い・消毒**を
- **食事の時間をずらす**などの工夫を
- コップやタオルなど**日用品を別に**

「ハンマー&ダンス」

休業要請や外出自粛など厳しい行動制限を行う段階（ハンマー）と制限を緩和し経済の回復と感染拡大防止のバランスをとる段階（ダンス）を繰り返しながら感染症に対応していくこと

ハンマー

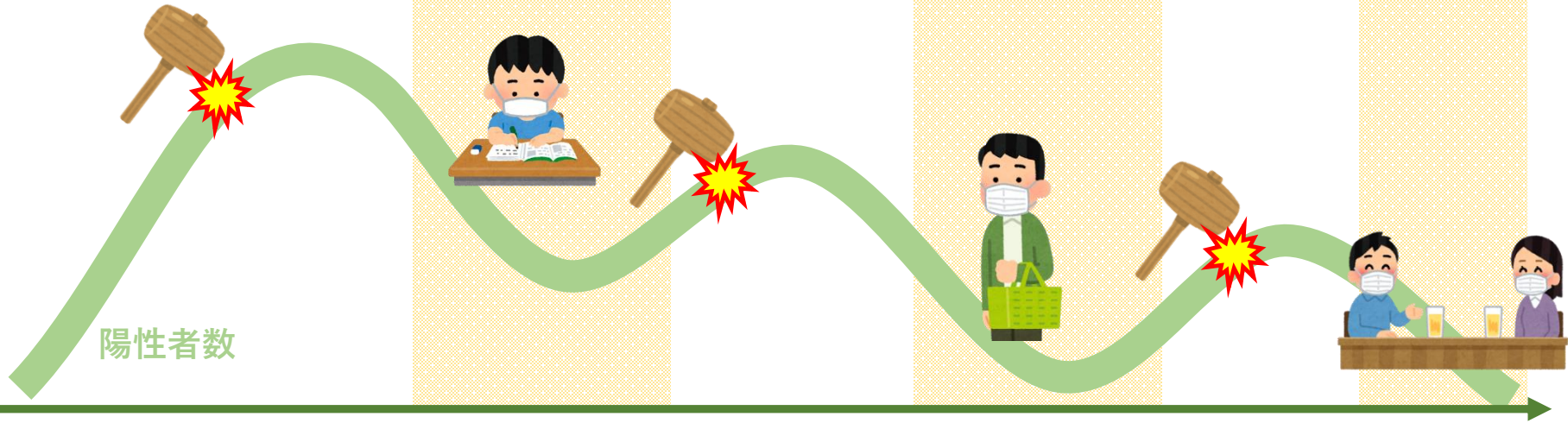
ダンス

ハンマー

ダンス

ハンマー

ダンス



「第38回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年9月10日（木）16時45分
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは第38回になります、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

本日は感染症の専門家といたしまして、国立国際医療研究センター国際感染症センター長でいらっしゃいます大曲先生にご出席をいただき予定でございますが、現在のところちょっと所用で遅れていらっしゃいますので、会議についてはこのまま始めたいというふうに思います。

まずお手元にお配りしています対策本部会議の資料を1枚おめくりください。

世界の感染の状況です。感染者数につきましては、2,750万を超える数、死亡者数につきましては、90万に達しようという数の発生数になっております。

国内につきましては、感染者数が7万を超え、死亡者数は1,400名に達しようというところですが、一番下が都の発生状況になります。2万2,168名、昨日の19時30分時点の数になります。

資料2枚おめくりください。国の動きが一番下のところ下線部のところです。

9月4日、第8回新型コロナウイルス感染症対策分科会が開催されております。次は11日に予定をされているところです。

1枚おめくりいただいて、都の動きです。一番下のところ、9月3日、前回の対策本部会議を開催いたしました。

資料2枚おめくりいただきまして、下線部のところ、令和2年度9月の補正予算案、先日発表をしたところです。

資料1枚おめくりください。A4の横の緑の部分が多い紙があると思いますが、本日モニタリング会議、第10回になります。開催いたしました。この感染状況と医療提供体制の分析につきまして、健康危機管理担当局長からご説明をお願いします。

【福祉保健局健康危機管理担当局長】

はい。それではご説明申し上げます。

感染状況・医療提供体制の分析、9月9日時点でございます。新型コロナウイルス感染症に関わりますモニタリングに当たりまして専門家の方々からいただきました、都内の感染状況及び医療提供体制に関する分析結果についてご報告をいたします。

感染状況につきましては、①新規陽性者数から、③新規陽性者数における接触歴等不明者

まで3項目となっております。現在の数値につきましては、9月9日公表時点での数値が記載されております。

専門家の方々からは、新規陽性者数の減少速度は、いまだ緩やかであること、感染者数が再び増加することへの警戒が必要な状況であることなどから、感染状況につきましては、4段階のうち、先週から1段階下がって3段階目に当たります、「感染の再拡大に警戒が必要であると思われる」との総括コメントをいただいております。

続いて、医療提供体制についてでございますが、④の検査の陽性率から、⑦の重症患者数までの4つとなっております。

専門家の方々からは、医療機関への負担が長期化している状況に変わりはなく、重症患者数の今後の推移に警戒が必要であることなどから、医療提供体制については、先週と同様、4段階のうち3段階目に当たります、「体制強化が必要であると思われる」との総括コメントをいただいております。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

2枚目以降、各コメント、それぞれの状況の細部のコメント等ございますので、後程ご参照をください。

その資料の後をめくっていただきますと、東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の改正案についてという資料をお付けしております。この条例の改正案につきまして、健康危機管理担当局長からご説明申し上げます。

【福祉保健局健康危機管理担当局長】

はい。資料1枚おめくりいただきまして、今般の改正の理由でございます。

今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大を見据えまして、新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高める必要がある。ということから、都、都民及び事業者の皆様それぞれの具体的責務、責務を明らかにすべく、本条例の改正を行うものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、条例改正のポイントでございます。

まず、都の責務といたしましては、検査体制の整備、医療提供体制の確保等、療養環境の整備及び情報の提供等に努めることを定めます。

さらに1枚おめくりいただきまして、陽性者の方には、入院、宿泊療養施設への入所等に努めていただくこと、都民、事業者の皆様には新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために、検査や調査等への協力を努めていただくことを定めます。

条例改正案につきましては、本日から9月15日正午まで、パブリックコメントを実施いたします。都民、事業者の皆様を始めまして、関係機関等からのご意見も踏まえた上で、第3回都議会定例会で審議していただく予定でございます。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

このほか、ここにご出席の皆さんでご発言等ある方いらっしゃいますか。よろしいですかね。

Web会議で参加されている局長等の皆様でご発言等ある方いらっしゃいましたらお願いいたします。よろしいですか。

大曲先生はまだですね。はい。大曲先生ちょっと遅れていらっしゃいますので、記者会見の時から入っていただく予定です。

それでは会議の最後になりますが、本部長からご発言をお願いいたします。

【都知事】

はい、ご苦労さまです。第38回の対策本部会議となります。

大曲先生、お着きになって多分、記者会見の時からご参加いただけるものと思います。

まず最初、台風です。九州地方を始めとして台風10号による被害が各地で発生したわけです。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました皆様方には、心からのお見舞いを申し上げます。

これからもますます本格的なシーズン、台風シーズンが控えているわけで、こうした台風における、これらの教訓も踏まえまして、区市町村と連携しながら、感染症対策にも留意した、風水害対策に万全を期していただきたい。ということで、よろしく申し上げます。

それでは感染症対策本部会議の議題に入ります。

先ほど、モニタリング会議を行いました。モニタリングの分析の結果は先ほどご報告がございましたように、医療提供体制は先週と同じ、3段階目のオレンジで変わらず、感染状況については、7月15日以来、約2ヶ月ぶりとなります、最高レベルの赤からオレンジへと1段下がったわけです。

新規陽性者数が一定期間減少しているとはいえ、例えば今日の新規陽性者数は、1日ですが276人ということなど見ましても、引き続き再拡大への警戒が必要であります。

今後の新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めていかねばならない。そのために、都や都民、事業者の皆様の具体的な責務を明確にするために、いわゆる都の新型コロナ対策条例の改正を行ってまいります。

改正案ですけれども、先ほど健康危機管理担当局長から説明があったとおりであります。この条例案ですが、今日から来週の15日の正午まで、お昼までパブリックコメントを実施いたします。皆さん方からのご意見も踏まえた上で、18日からの第3回定例議会でご審議いただく予定となっております。

次に、営業時間短縮の要請に関してであります。今月も引き続きですね、23区内のお酒

を提供するお店、そしてカラオケ店の皆様には時間短縮のご協力をいただいております。

新規陽性者数ですが、8月上旬をピークに減少傾向にはあると。かつ、お盆明け以降の人の流れがどうであったかという、その影響も心配されたわけでありますけれども、その後も陽性者数は継続して減少している。ということから、都としましては、一定の抑制効果があったと考えております。感染拡大の防止と経済社会活動の両立を図る。そのために、来週15日をもちまして、営業時間短縮の要請を終了いたします。より詳しく申し上げますと、15日から16日に移る、その瞬間の16日午前零時をもってということになります。

事業者、利用者の皆さんにはこれまでも本当にご協力いただきました、ご理解いただきました。心から感謝を申し上げます。

そしてもう一つ、外出についてのお願いであります。これまでは、都外への旅行、遠くへの外出はお控えくださいということをお願いしてまいりました。

現在の状況ですが、新規の陽性者数は減少傾向となっております。また、感染が急拡大したのが7月中旬でございませけれども、それ以前の状況に戻りつつあります。また、全国の感染者数を全体で見ましても減少しているということでもあります。

一方で、大曲先生を含む専門家の皆さんからは、感染の再拡大に警戒が必要だとのご意見も頂戴をいたしております。

従いまして、今後、都外へ外出される際には、手洗い・消毒を始めとしまして、くれぐれも感染の防止対策に万全を期していただきたいと存じます。

なお、先ほど開催いたしました、感染症対策審議会でもございますが、こちらでは、感染症対策条例の改正についてのご意見をいただき、また、営業時間短縮の要請の終了、都外への旅行等の自粛要請の終了につきましては、専門家の皆様方を含む審議会の皆様方から、適当であるとのご意見を頂戴したところであります。

また、重症化リスクの高い高齢者への感染防止でもございますが、これを徹底していかなければなりません。引き続き、対策に万全を期すことは、極めて重要であります。

この後、臨時記者会見を開くわけではありますが、都民、事業者の皆様に対しましては、改めて感染拡大防止のための呼びかけを行ってまいります。

これからも都庁の総力を結集して、新しい日常の定着に向けた施策の推進をお願いする。ともに頑張って参りましょう。以上であります。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第38回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。